

射水市監査委員告示第 3 号

財政援助団体等に対する監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年1月に実施した財政援助団体等（射水市土地開発公社）に対する監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年1月22日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 高橋 久和

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

射水市土地開発公社

(市所管課 管財契約課)

(2) 選定理由

財務に関する事務の執行、経営に係る事務事業の管理等について、射水市財政援助団体等監査要領及び財政援助団体等の選定基準に基づき、当年度の監査委員監査の対象とする。

・ 前回の監査期間 平成27年9月24日から10月7日まで

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和元年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
出資目的に合った事業運営が行われないリスク	ア 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。
	ウ 会計経理及び財産管理は適切か。
	エ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。

4 監査の実施内容

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、主な着眼点ごとに、提出された監査資料を審査し、サンプルベースで実証的手続を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

5 監査の期間

令和2年12月24日から令和3年1月15日まで

6 団体の概要

名称	射水市土地開発公社
代表者	理事長 磯部 賢
所在地	射水市新開発410番地1

令和元年度における経常収益は66,583,648円、経常費用は75,169,497円で、当期経常増減額は8,585,849円である。正味財産期末残高は1,011,334,367円である。

7 射水市の出資等の状況

出損金

資本金額	射水市の出資額	射水市の出資割合
8,000,000 円	8,000,000 円	100%

補助金等

名 称	金 額
小杉インターパーク管理業務負担金	900,000 円

8 監査の結果

監査の結果、当該出資及び当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められる。

意見

- (1) 小杉インターパーク第3地区について、造成費に応じた高額な売却価格や土地の形状が課題である。

企業誘致に当たっては、近接のコストコに集まる客層向けの企業をターゲットとすることのほか、売却地の分割や今後の土砂搬出を低減させる多面的な土地利用等についても検討されたい。

- (2) 長期借入金残高が4億5,800万円あり、長期保有となっている土地の早期売却が見込めないことから借入金の償還が行えず、利息が累積する状況にある。

市は土地開発公社の負債に対し債務保証を行っており、最終的には市の負担となることから、市当局と協議し、補助金等による早期の借入金償還を検討されたい。